破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５号
秋田市茨島２丁目15番29号　アーバンティ菅鉄Ⅱ　201号
債務者　藤谷　　繁
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
福島市丸子字石名田25番地の21　サニーハートⅡ205
債務者　屋比久美晴（旧姓日高・中平）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３８１号
茨城県笠間市旭町121番地４
債務者　青木　　章
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
茨城県鹿嶋市港ケ丘1140番地171（ハイタッチ201）
債務者　徳永　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第９号
茨城県神栖市大野原７丁目１番34号　メゾン小松屋１号室、旧住所茨城県行方市麻生3346番地11　新原西住宅28号室
債務者　濱田　敦子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１１号
茨城県行方市麻生1022番地７
債務者　松本　未来
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第９２１号
千葉市美浜区高洲３丁目６番３棟1003号
債務者　山下　経子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２１号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番１棟305号
債務者　手塚　秋雄
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３２号
千葉県船橋市二宮１丁目16番９号　アーネス津田沼Ａ棟103号
債務者　杉山　修一
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
川崎市幸区古川町45番地　前田ハイツ　Ａ－102、前住所川崎市幸区東小倉22番１－109号グランシーナ新川崎コンフォートステージ
債務者　熊谷　正一
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
川崎市幸区古川町45番地　前田ハイツ　Ａ－102、前住所川崎市幸区東小倉22番１－109号グランシーナ新川崎コンフォートステージ
債務者　熊谷喜代子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２号
石川県羽咋郡志賀町富来領家町ホの20番地しおさい住宅５号室、従前の住所石川県羽咋郡志賀町富来領家町ロの80番地３、従前々の住所千葉県成田市不動ヶ岡2139番地37、従前々々の住所千葉県習志野市花咲１丁目１番35号、従前々々々の住所千葉県船橋市本中山２丁目18番１号
債務者　藤岡　秀昭
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第８号
長野県中野市大字大俣99番地
債務者　馬場　弘毅
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
長野県下伊那郡松川町上片桐951番地２
債務者　林　　千代
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４号
長野県上伊那郡南箕輪村724番地72
債務者　山下　善道
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５号
長野県上伊那郡南箕輪村724番地72
債務者　山下とし子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
長野地方裁判所伊那支部